

登録書類有効期間一覧表

| 書類名 | 有効期間 | 備考 |
|--------------------------|-----------------|---|
| 普通自動車 | | |
| 印鑑証明書 | 3ヶ月間 | 所有者になる場合には原本が必ず必要。使用者の所在証明として使用する時はコピーで可。 |
| 住民票 | 3ヶ月間 | 住所変更として使用するときは3ヶ月間。住所移動の原因証書として使用するときは定めは特になし。使用者の所在証明として使用する時はコピーで可。 |
| 住民票の除票 | - | 住所移動の原因証書として使用するので期間の定めは特になし |
| 戸籍の附票 | - | 上記に同じ |
| 登記簿謄本 | - | 住所移動・名称変更の原因証書として使用するので期間の定めは特になし |
| 現在事項証明書 | 3ヶ月間 | 住所変更として使用するときは3ヶ月間。住所移動の原因証書として使用するときは定めは特になし。使用者の所在証明として使用する時はコピーで可。 |
| 履歴事項証明 | 3ヶ月間 | 上記に同じ |
| 閉鎖事項証明書 | - | 住所移動・名称変更の原因証書として使用するので期間の定めは特になし |
| 車庫証明書 | 概ね1ヶ月間 | 有効期間としては概ね1ヶ月間となっていますが、実際は40日間で運用されています。 |
| 自賠責保険 | 有効期間最終日は昼の12時まで | 車検の有効期間を満たすように加入する。 |
| 委任状 | 任意で定められる | 発行者が任意で定められるので有効期限としての記載があればその記載された日まで。 |
| 譲渡証明書 | 特になし | |
| | | |
| 軽自動車 | | |
| 印鑑証明書 | 3ヶ月間 | 原本を提出する必要はなくコピーで登録可能。 |
| 住民票 | 3ヶ月間 | 原本を提出する必要はなくコピーで登録可能。 |
| 住民票の除票 | - | 軽自動車の場合は住民票の除票を求められることはありません。 |
| 戸籍の附票 | - | 上記に同じ |
| 登記簿謄本 | - | 住所移動・名称変更の原因証書として使用するので期間の定めは特になし。コピー可。 |
| 現在事項証明書 | 3ヶ月間 | 住所変更として使用するときは3ヶ月間。住所移動の原因証書として使用するときは定めは特になし。コピー |
| 履歴事項証明 | 3ヶ月間 | 上記に同じ |
| 閉鎖事項証明書 | - | 住所移動・名称変更の原因証書として使用するので期間の定めは特になし。コピー可。 |
| 自賠責保険 | 有効期間最終日は昼の12時まで | 車検の有効期間を満たすように加入する。 |
| | | |
| 普通自動車・軽自動車・小型二輪共通 | | |
| 完成検査証 | 9ヶ月間 | 書面・データともに同じで9ヵ月後の当日まで。 |
| 車検証 | 3年・2年・1年 | 車検証が発行されていれば、有効期間の欄に記載されています。 |

| | | |
|-----------|-------------|---------------------------------------|
| 予備検査証 | 3ヶ月後の前日 | 予備検査証に記載されています。 |
| 保安基準適合証 | 15日間 | 発行した日を含めて15日間。車検の有効期間と同じで土日祝関係なく当日まで。 |
| 希望番号予約済証 | 引換可能日から1ヶ月間 | 1ヵ月後が土日祝の場合は翌営業日まで |
| 番号標再交付引換証 | 引換可能日から1ヶ月間 | 1ヵ月後が土日祝の場合は翌営業日まで |

可。